明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一〇三）　一

〔告　示〕

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務一）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委三〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同三一）

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二八九）

○不正取得された無効旅券の告示（外務一六一）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二七四）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一二四八）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（経済産業一一〇）

○電気工事士法施行規則第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称の変更の届出があった件（同一一一）

○電気工事士法施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（同一一二）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通六四八～六五一）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一一〇）

○道路に関する件（九州地方整備局九三）

〔国会事項〕

国家試験

平成二十七年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

〔人事異動〕

内閣　法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格（経済産業省）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

省　令

○厚生労働省令第百三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第四号及び第五号ロ並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十四条第二号ロの規定に基づき、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号中「者に限る」を「者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く」に改める。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第二百五十四条第三項第三号中「第七号まで」を「第六号まで若しくは第八号」に改める。

（国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第十四条の二第一号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加え、同条第二号中「外国法人」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。